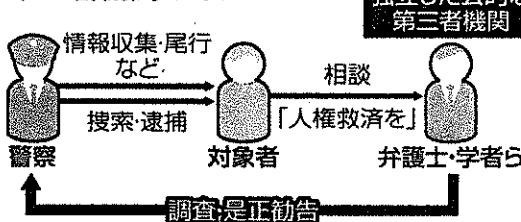


7/12
月曜

共謀罪監督機関を

法律家ら歎止めへ提言

警察による人権侵害をチェックする
第三者機関のイメージ



独立した公的な
第三者機関

「共謀罪」の趣旨を含む
改正組織犯罪処罰法が十一
日、施行された。八つの法
律家団体で構成する「共謀
罪法案に反対する法律家團
体連絡会」は、法の廃止を
訴えるだけでなく、警察の

乱用を防ぐため、第三者機
関の設置を提言している。

国会審議を経ても、心中
や表現の自由、プライバシ
ーなどを侵される懸念は解
消していないためだ。メン
バーの小池振一郎弁護士は

十一日、東京都内で開かれた
集会で「共謀罪による人
権侵害を救済できる公的な
独立機関が必要だ」と訴え
た。

共謀罪は、犯罪実行前の
計画段階で捜査、処罰する
ため、当事者の通信や会話
内容、関係者の供述が偏重
され、監視社会となつた
り、冤罪を招いたりする恐
れが高いとされる。プライ
バシー権に関する国連特別
報告者ジョセフ・ケナタツ

チ氏も、警察を監督する第
三者機関の設置を提言して
いる。

小池弁護士によると、第
三者機関は、共謀罪容疑な
どで捜索や取り調べなどを
受けた人が人権救済を求め
ることができる「駆け込み
寺」の役割を担う。政府か
ら独立し、公金で運営する

も考えられる。日弁連の人
権擁護委員会も調査に限界
があり、裁判を起こせば時
間や費用がかかる。これに
対し、公的な第三者機関が
あれば、被害者に代わって
調査し、問題があれば是正
勧告などができる。

国連は一九九二年、加盟

国内人権水準向上のため、
「国内人権機関」に関する

原則を国連総会決議で承

認。現在百二十カ国以上が

設置しているが、日本には

ない。海外では警察捜査、
拘置所、刑務所での人権侵

害、民間を含めた差別的扱

いなどについて人権救済や
予防といった機能を担つて

いる。

小池弁護士は「裁判官に
よる捜索差し押さえや逮捕
令状はほぼ警察側の請求通
りに出ている。警察を管理

する立場の公安委員会も事

務は警察職員が担つてお

り、ほとんど機能していな

い。法施行とセットで、ブ

レーク役の第三者機関が必

要」としている。

(土門哲雄)